

島根県報

号外第一一五号
平成十五年十月十四日
(火曜日)

目 次

規 則

島根県規則の左横書きの実施等に関する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正す

る規則

告 示

島根県告示の左横書きの実施等に関する規程

訓 令

島根県訓令の左横書きの実施等に関する訓令

文書の左横書きの実施に関する訓令

文書の左横書きの実施要領の一部改正

島根県公文書管理規程の一部改正

(総 務 課 一)

(人 事 課 三)

(総 務 課 三)

(総 務 課 五)

(" " " 七)

(" " " 七)

(" " " 八)

公布された条例等のあらまし

島根県規則の左横書きの実施等に関する規則 (規則第九六号)

一 規則の概要

1 縦書きとなつてゐる既存の規則のすべてを、一括して左横書きによつて表記されたものに改めることとした。(第二条、第三条関係)

2 用字用語について現在使用されている表記に改めることとした。(第三条関係)

二 施行期日

平成十六年一月一日から施行することとした。

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第九七号)

一 規則の概要

退職の日における給料月額が職員の給与に関する条例の医療職給料表(一)の四級の特七号給相当額以上である場合には、定年と退職年齢との差一年当たりの給料月額の割増率を百分の一とすることとした。(第四条の四関係)

二 施行期日

平成十六年一月一日から施行することとした。

規 則

島根県規則の左横書きの実施等に関する規則をここに公布する。

平成十五年十月十四日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第九十六号

島根県規則の左横書きの実施等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、この規則の施行の際現に公布されている規則(以下「既存規則」という。)(の形式を左横書きに改正すること等)に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の変更)

第二条 既存規則の形式は、次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 既存規則における右方はこの規則による改正後の既存規則(以下「改正後規則」という。)(における上方とし、既存規則における上方は改正後規則における左方とする。

二 改正後規則における文字(符号を含む。以下同じ。)(の配置は、既存規則における文字の配置とする。

2 前項の規定は、表(別表を含む。以下同じ。)(及び様式のうち、既存規則において既に左横書きの形式をとつてゐるもの及び知事が縦書きが適当と認めるもの(以下「左横書きに改正しない表等」という。)(については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

第三条 既存規則中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 章、節、条、表及び様式の番号として用いられている漢数字	アラビア数字
二 号番号として用いられている漢数字(枝番号を除く。)	左右を括弧で囲んだアラビア数字
三 号を第一次の段階で細分するために用いられている文字又は数字(左右を括弧で囲んだ文字又は数字にあつては、これらの括弧を含む。以下同じ。)及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	五十音順による片仮名
四 号を第二次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	左右を括弧で囲んだ五十音順による片仮名
五 号を第三次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	アルファベット順による小文字のアルファベット
六 号を第四次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	左右を括弧で囲んだアルファベット順による小文字
七 表中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	左右を括弧で囲んだアラビア数字
八 表中その内容を第二次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	五十音順による片仮名

九 表中その内容を第三次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	左右を括弧で囲んだ五十音順による片仮名
十 表中その内容を第四次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	アルファベット順による小文字のアルファベット
十一 表中その内容を第五次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	左右を括弧で囲んだアルファベット順による小文字のアルファベット
十二 漢数字(一の項及び二の項に定めるもの並びに次に掲げるものを除く。) イ 固有名詞の一部又は全部として用いられているもの ロ 熟語の一部として用いられているもの ハ 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの ニ 数字の単位として用いられている万又は億であつて当該数字が万未満の端数を含まない場合における当該万又は億	アラビア数字(漢数字を区切る読点は削り三けたことにコンマによつて区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改める。)
十三 項番号のない項	アラビア数字による項番号を付した項
十四 左(文面上の位置又は方向を示すために用いられているもの)に限り、左横書きに改正しない表等又は他の法令等で定める表若しくは様式において文面上の位置又は方向を示すために用いられているものを除く。(次

十五 「右」又は「同右」(それぞれ文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限り、左横書きに改正しない表等又は他の法令等で定める表若しくは様式において文面上の位置又は方向を示すために用いられているものを除く。)	それぞれ「上記」又は「同上」
十六 上欄(文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限り、左横書きに改正しない表等又は他の法令等で定める表若しくは様式において文面上の位置又は方向を示すために用いられているものを除く。)	左欄
十七 下欄(文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限り、左横書きに改正しない表等又は他の法令等で定める表若しくは様式において文面上の位置又は方向を示すために用いられているものを除く。)	右欄
十八 よつ音に用いる「や」、「ゆ」、「よ」、「や」、「よ」又は「三」	それぞれ「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」又は「ヨ」
十九 促音に用いる「つ」又は「ッ」	それぞれ「つ」又は「ッ」
二十 各号の二	各号のいずれかに
二十一 動詞「基く」の語幹「基」	基つ
二十二 動詞「行なう」の語幹「行な」	行
二十三 「但し」又は「但書」	それぞれ「ただし」又は「ただし書」
二十四 外(直前に掲げるもの以外の意味で用いられている場合に限る。)	ほか
二十五 すみやかに	速やかに
二十六 うえ	上

二十七 様式中「殿」(名あて人の敬称に用いられるものに限る。)	様
二十八 様式中「昭和」又は「平成」(それぞれ日付に用いられるものに限る。)	それぞれ空白(文字分に置き換える。)

- 1 前項の規定は、平成十六年一月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の既存規則(以下「改正前規則」という。)(の様式による承認書等は、改正後規則の様式による承認書等とみなす。
- 3 改正前規則の規定により作成した用紙等でこの規則の施行の際現に残存するものについては、当分の間、これを使用することができる。

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成十五年十月十四日

島根県規則第九十七号
 島根県知事 澄 田 信 義

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則
 職員の退職手当に関する条例施行規則(昭和二十九年島根県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第四条の四第四項中「百分の二」の下に「(同条に規定する当該給料月額が職員の給与に関する条例(昭和二十六年島根県条例第一号)の医療職給料表(一)の四級の特七号給の額に相当する額以上である場合には、百分の二)」を加える。

附 則
 この規則は、平成十六年一月一日から施行する。

告 示

島根県告示第八百六十五号

島根県告示の左横書きの実施等に関する規程を次のように定める。

平成十五年十月十四日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示の左横書きの実施等に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、この規程の施行の際現に定められている告示(以下「既存告示」という。)(の形式を左横書きに改正すること等)に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の変更)

第二条 既存告示の形式は、次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 既存告示における右方はこの規程による改正後の既存告示(以下「改正後告示」という。)(における上方とし、既存告示における上方は改正後告示における左方とする。

二 改正後告示における文字(符号を含む。以下同じ。)(の配置は、既存告示における文字の配置とする。

2 前項の規定は、表(別表を含む。以下同じ。)(及び様式のうち、既存告示において既に左横書きの形式をとっているもの及び知事が縦書きが適当と認めるもの(以下「左横書きに改正しない表等」という。)(については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

第三条 既存告示中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 章、節、条、表及び様式の番号として用いられている漢数字	アラビア数字
二 号番号として用いられている漢数字(枝番号を除く。)	左右を括弧で囲んだアラビア数字

三 号を第一次の段階で細分するために用いられている文字又は数字(左右を括弧で囲んだ文字又は数字にあつては、これらの括弧を含む。以下同じ。)(及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	五十音順による片仮名
四 号を第二次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	左右を括弧で囲んだ五十音順による片仮名
五 号を第三次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	アルファベット順による小文字のアルファベット
六 号を第四次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	左右を括弧で囲んだアルファベット順による小文字のアルファベットのアルファベット
七 表中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	左右を括弧で囲んだアラビア数字
八 表中その内容を第二次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	五十音順による片仮名
九 表中その内容を第三次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	左右を括弧で囲んだ五十音順による片仮名
十 表中その内容を第四次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	アルファベット順による小文字のアルファベット

<p>十一 表中その内容を第五次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字</p>	<p>左右を括弧で囲んだアルファベット順による小文字のアルファベット</p>
<p>十二 漢数字（一の項及び二の項に定めるもの並びに次に掲げるものを除く。）</p> <p>イ 固有名詞の一部又は全部として用いられているもの</p> <p>ロ 熟語の一部として用いられているもの</p> <p>ハ 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの</p> <p>ニ 数字の単位として用いられている万又は億であつて当該数字が万未満の端数を含まない場合における当該万又は億</p>	<p>アラビア数字（漢数字を区切る読点は削り三けたことにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改める。）</p>
<p>十三 項番号のない項</p>	<p>アラビア数字による項番号を付した項</p>
<p>十四 「左」又は「左記」（文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限り、左横書きに改正しない表等において文面上の位置又は方向を示すために用いられているものを除く。）</p>	<p>次</p>
<p>十五 「右」若しくは「右記」又は「同右」（それぞれ文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限り、左横書きに改正しない表等において文面上の位置又は方向を示すために用いられているものを除く。）</p>	<p>それぞれ「上記」又は「同上」</p>
<p>十六 上欄（文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限り、左横書きに改正しない表等において文面上の位置又は方向を示すために用いられているものを除く。）</p>	<p>左欄</p>

<p>十七 下欄（文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限り、左横書きに改正しない表等において文面上の位置又は方向を示すために用いられているものを除く。）</p>	<p>右欄</p>
<p>十八 よう音に用いる「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」又は「ヨ」</p>	<p>それぞれ「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」又は「ヨ」</p>
<p>十九 促音に用いる「っ」又は「ッ」</p>	<p>それぞれ「っ」又は「ッ」</p>
<p>二十 各号の二に</p>	<p>各号のいずれかに</p>
<p>二十一 動詞「基く」の語幹「基」</p>	<p>基</p>
<p>二十二 動詞「行なう」の語幹「行な」</p>	<p>行</p>
<p>二十三 「但し」又は「但書」</p>	<p>それぞれ「ただし」又は「ただし書」</p>
<p>二十四 外（直前に掲げるもの以外の意味で用いられている場合に限る。）</p>	<p>ほか</p>
<p>二十五 すみやかに</p>	<p>速やかに</p>
<p>二十六 うえ</p>	<p>上</p>
<p>二十七 様式中「殿」（名あて人の敬称に用いられるものに限る。）</p>	<p>様</p>
<p>二十八 様式中「昭和」又は「平成」（それぞれ日付に用いられるものに限る。）</p>	<p>それぞれ空白二文字分に置き換える。</p>

2 前項の表三の項から十一の項まで及び十四の項から二十八の項までの規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。

3 前二項の規定によるものが適当でないとき、知事が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成十六年一月一日から施行する。

2 この規程による改正前の既存告示（以下「改正前告示」という。）の様式による証明書等は、改正後告示の様式による証明書等とみなす。

3 改正前告示の規定により作成した用紙等でこの規程の施行の際現に残存するものについては、当分の間、これを使用することができる。

訓 令

島根県訓令第二十四号

本 庁
地方機関

島根県訓令の左横書きの実施等に関する訓令を次のように定める。

平成十五年十月十四日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県訓令の左横書きの実施等に関する訓令
(趣旨)

第一条 この訓令は、この訓令の施行の際現に定められている訓令(以下「既存訓令」という。)(の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の変更)

第二条 既存訓令の形式は、次に定めるところにより左横書きに改正する。

- 一 既存訓令における右方はこの訓令による改正後の既存訓令(以下「改正後訓令」という。)(における上方とし、既存訓令における上方は改正後訓令における左方とする。
- 二 改正後訓令における文字(符号を含む。以下同じ。)(の配置は、既存訓令における文字の配置とする。

2 前項の規定は、表(別表を含む。以下同じ。)(及び様式のうち、既存訓令において既に左横書きの形式をとっているもの及び知事が縦書きが適当と認めるもの(以下「左横書きに改正しない表等」という。)(については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

第三条 既存訓令中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 章、節、条、表及び様式の番号として用いられている漢数字	アラビア数字
二 号番号として用いられている漢数字(枝番号を除く。)	左右を括弧で囲んだアラビア数字
三 号を第一次の段階で細分するために用いられている文字又は数字(左右を括弧で囲んだ文字又は数字にあつては、これらの括弧を含む。以下同じ。)(及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	五十音順による片仮名
四 号を第二次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	左右を括弧で囲んだ五十音順による片仮名
五 号を第三次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	アルファベット順による小文字のアルファベット
六 号を第四次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	左右を括弧で囲んだアルファベット順による小文字のアルファベット
七 表中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	左右を括弧で囲んだアラビア数字
八 表中その内容を第二次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	五十音順による片仮名
九 表中その内容を第三次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	左右を括弧で囲んだ五十音順による片仮名

<p>十 表中その内容を第四次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字</p>	<p>アルファベット順による小文字のアルファベット</p>
<p>十一 表中その内容を第五次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字</p>	<p>左右を括弧で囲んだアルファベット順による小文字のアルファベット</p>
<p>十二 漢数字(一の項及び二の項に定めるもの並びに次に掲げるものを除く。)</p>	<p>アラビア数字(漢数字を区切る読点は削りつけたことにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改める。)</p>
<p>イ 固有名詞の一部又は全部として用いられているもの</p> <p>ロ 熟語の一部として用いられているもの</p> <p>ハ 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの</p> <p>ニ 数字の単位として用いられている万又は億であつて当該数字が万未満の端数を含まない場合における当該万又は億</p>	<p>左欄</p>
<p>十三 上欄(文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限り、左横書きに改正しない表等において文面上の位置又は方向を示すために用いられているものを除く。)</p> <p>十四 下欄(文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限り、左横書きに改正しない表等において文面上の位置又は方向を示すために用いられているものを除く。)</p>	<p>右欄</p>
<p>十五 促音に用いる「っ」又は「ッ」</p>	<p>それぞれ「っ」又は「ッ」</p>
<p>十六 各号の「一」</p>	<p>各号のいずれかに</p>
<p>十七 動詞「基く」の語幹「基」</p>	<p>基つ</p>
<p>十八 動詞「行なつ」の語幹「行な」</p>	<p>行</p>

<p>十九 すみやかに</p>	<p>速やかに</p>
<p>二十 うえ</p>	<p>上</p>
<p>二十一 様式中「殿」(名あて人の敬称に用いられるものに限る。)</p>	<p>様</p>
<p>二十二 様式中「昭和」又は「平成」(それぞれ日付に用いられるものに限る。)</p>	<p>それぞれ空白二文字分に置き換える。</p>

- 1 前項の表三の項から十一の項まで及び十三の項から二十二の項までの規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。
- 2 この訓令は、平成十六年一月一日から施行する。
- 3 この訓令による改正前の既存訓令(以下「改正前訓令」という。)(の様式による検査員証等は、改正後訓令の様式による検査員証等とみなす。
- 3 改正前訓令の規定により作成した用紙等でこの訓令の施行の際現に残存するものについては、当分の間、これを使用することができる。

島根県訓令第二十五号

本 庁

地方機関

文書の左横書きの実施に関する訓令(昭和三十五年島根県訓令第一号)の一部を次のように改正する。

平成十五年十月十四日

島根県知事 澄 田 信 義

受訓先を「本 庁」に改める。

地方機関

第一条ただし書中「条例、規則、告示、公告及び訓令(甲)並びに」を削る。

附 則

報

報

報

報

<p>× 題名を次のように改める。 × × × 条例 × 題名中「 」を「 」に改める。 注 × 目次中「 」を「 」に改める。 (イ) 条、項又は号の全部改正 × 第 条を次のように改める。 × () 第 条 × × 第 条第 1 項を次のように改める。 × × ×</p>	<p>注 題名の一部を改正する場合 字句を改める場合 字句を加える場合 字句を削る場合 既存の条、項又は号の移動を行って追加する場合 既存の条又は号の移動を行わないで追加する場合 (項については、この方式は用いない。) 既存の条、項又は号の最後にそれぞれ条、項又は号を追加する場合 既存の条、項又は号の冒頭に追加する場合 条、項又は号にただし書又は後段を加える場合 条を章節等の末尾又は冒頭に加える場合 条、項又は号の規定を全部なくす場合 (「削る」方式の場合には、通常の条、項又は</p>	<p>同条中「 」を「 」に改める。 × 第 条 (見出しを含む。) 中「 」を「 」に改める。 × 第 条中「 」の下に「 」を加える。 注 × 第 条中「 」の下に「 」を、 「 」の下に「 」を加える。 × 第 条中「 」を削る。 注 × 第 条第 1 項中「 」及び「 」を削る。 × 第 条ただし書を削る。 × 第 条第 1 項後段を削る。 (ロ) 条、項又は号の追加 × 第 3 条を第 4 条とし、第 2 条を第 3 条とし、第 1 条の次に次の 1 条を加える。 注 × () 第 2 条 × × 第 2 項 (号) を第 3 項 (号) とし、第 1 項 (号) の次に次の 1 項 (号) を加える。 2 × (× (2) ×) × 第 3 条の次に次の 2 条を加える。 注 × () 第 3 条の 2 × × () 第 3 条の 3 × × 第 3 条の次に次の 1 条を加える。 注 × () 第 3 条 ×</p>
<p>× 第 2 項及び第 3 項を次のように改める。 2 × 3 × × 第 条第 1 号を次のように改める。 × (1) × × 第 条から第 条までを次のように改める。 × () 第 条 × × () 第 条 × × () 第 条 (ウ) 条、項又は号の一部改正 × 第 条中「 」を「 」に改める。 注 × 第 条第 1 項中「 」を「 」に、 「 」を「 」に改める。 × 第 条の見出し中「 」を「 」に改め、</p>	<p>注 既存の条、項又は号の最後にそれぞれ条、項又は号を追加する場合 既存の条、項又は号の冒頭に追加する場合 条、項又は号にただし書又は後段を加える場合 条を章節等の末尾又は冒頭に加える場合 条、項又は号の規定を全部なくす場合 (「削る」方式の場合には、通常の条、項又は</p>	<p>は号の移動を行う必要がある。) 項については、「削る」方式は用いない。</p>
<p>× 第 条第 1 項を次のように改める。 × () 第 条 × × () 第 条 (ウ) 条、項又は号の一部改正 × 第 条中「 」を「 」に改める。 注 × 第 条第 1 項中「 」を「 」に、 「 」を「 」に改める。 × 第 条の見出し中「 」を「 」に改め、</p>	<p>注 既存の条、項又は号の最後にそれぞれ条、項又は号を追加する場合 既存の条、項又は号の冒頭に追加する場合 条、項又は号にただし書又は後段を加える場合 条を章節等の末尾又は冒頭に加える場合 条、項又は号の規定を全部なくす場合 (「削る」方式の場合には、通常の条、項又は</p>	<p>は号の移動を行う必要がある。) 項については、「削る」方式は用いない。</p>

×本則に次の1条を加える。
 第 条× 。
 ×第 条に次の1項を加える。
 4 × 。
 ×第 条第 項に次の1号を加える。
 ×(4)×
 ×第1条を第1条の³とし、第1条及び第1条の²として次の²条を加える。 注
 × ())
 第1条× 。
 × ())
 第1条の²× 。
 ×第1条を第1条の²とし、同条の前に次の1条を加える。
 × ())
 第1条× 。
 ×第 条中第²項(号)を第³項(号)とし、第1項(号)を第²項(号)とし、同条に第1項(号)として次のように加える。
 ×× 。
 ×(1)×)
 ×第 条中第²項(号)を第³項(号)とし、第1項(号)を第²項(号)とし、同項(号)の前に次の1項(号)を加える。
 ×× 。
 ×(1)×)
 ×第 条に次のただし書を加える。 注
 ××ただし、 。

×第 条第 項(号)に後段として次のように加える。
 ××この場合において、
 × 。
 ×第 章中第 条の次に次の1条を加える。注
 × ())
 第 条× 。
 ×第 章第 節中第 条の前に次の1条を加える。
 × ())
 第 条× 。
 (イ) 条、項又は号の削除
 ×第 条(第 条第 項) (第 条第 項第 号)を削る。 注
 ×第 条(第 条第 項第 4号)を次のように改める。
 第 条×削除 注
 (×(4)×削除)
 (ロ) 表又は様式の改正
 ×第 条第 項の表を次のように改める。
 × 。
 ×第 条第 項に次の表を加える。
 × 。
 ×別表中「 」を「 」に、
 「 」を を

「」に改める。

×別表第 1 中「」を「」に、

「」を「」に改める。

×別表第 2 の項の次に次のように加える。

×

×別表第 2 の項中「」を「」に改める。

×別表第 2 の項を削る。

×様式第 3 号を次のように改める。

様式第 3 号 (第 3 条関係)

×

×様式第 5 号を様式第 7 号とし、様式第 4 号を様式第 6 号とし、様式第 3 号を様式第 5 号とし、様式第 1 号の次に次の 2 様式を加える。

様式第 3 号 (第 3 条関係)

×

様式第 4 号 (第 3 条関係)

×

×様式第 2 号を削り、様式第 3 号を様式第 2 号とし、様式第 4 号を様式第 3 号とする。

工 廃止の場合

用 例	説 明
× 条例を廃止する条例をここに公布する。 注 ×× 年 月 日 島根県知事 × × × × 島根県条例第 号 × × × 条例を廃止する条例 × 条例 (年島根県条例第 号) は、廃止する。	注 2 つの条例を廃止する場合は、「 条例 及び 条例を廃止する条例」とし、3 つ以上の条例を廃止する場合は、「 条例等を廃止する条例」とする。
× 次に掲げる条例は、廃止する。 × (1) × 条例 (年島根県条例第 × × 号) × (2) × 条例 (年島根県条例第 × × 号) × (3) × 条例 (年島根県条例第 × × 号) × × × 附 × 則 × 。	

(2) 訓令 (甲)

用 例	説 明
島根県訓令第 号 注 本庁 × 地方機関 ×	注 訓令 (甲) は、受訓先及び制定文があること以外はおおむね告示

イ 改正の場合

<p>× 。</p>	
用 例	説 明
<p>島根県告示第 号 × 要綱 (年島根県告示第 号) の一部を次のように改正する。 ×× 年 月 日 島根県知事× ×× ×第 条中「 」を「 」に改める。 ×××附×則 ×この告示は、 年 月 日から施行する。 注 島根県告示第 号 × (年島根県告示第 号) 中 「 」を「 」に改める。 ×× 年 月 日 島根県知事× ×× 島根県告示第 号 × (年島根県告示第 号) の一 部を次のように改正し、 年 月 日から施 行する。 ×× 年 月 日 島根県知事× ×× ×「 」を「 」に改める。</p>	<p>注 公示の日から施行す る場合でも、「公示の 日から」とせずに「年 月日」を記載する。</p>

ウ 廃止の場合

用 例	説 明
<p>島根県告示第 号 × (年島根県告示第 号) は、 廃止し、 年 月 日から施行する。 ×× 年 月 日 島根県知事× ××</p>	

(4) 公告

用 例	説 明
<p>× 法 (年法律第 号) 第 条第 項の規定に基づき、 を次のとおり するの で、 規則 (年 月 日 省令第 号) 第 条第 項の規定に基づき公告する。 注 ×× 年 月 日 島根県知事× ×× ×(1)× 期日× 年 月 日 ×(2)× 場所×</p>	<p>注 公告の内容が短い場 合には、「次のとおり」 とはせずに本文の中に 記載する。</p>

附 則

この命令は、平成十六年一月一日から施行する。